高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 24 年 10 月 31 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路　線　名	工 事 の 区 間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号（東京湾横断・木更津東金道路）（千葉県東金市丹尾から千葉県茂原市石神まで）	千葉県東金市丹尾から千葉県東金市小野まで 千葉県東金市小野から千葉県東金市丘山台まで 千葉県茂原市上太田から千葉県茂原市上太田まで	新設工事	平成24年11月１日
一般国道468号（東京湾横断・木更津東金道路）（千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで）	千葉県長生郡長南町坂本から千葉県長生郡長南町報恩寺まで 千葉県長生郡長南町茗荷沢から千葉県長生郡長南町茗荷沢まで 千葉県市原市不入から千葉県市原市不入まで 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで 千葉県市原市久保から千葉県市原市久保まで 千葉県市原市山口から千葉県市原市山口まで 千葉県市原市山口から千葉県木更津市真里谷まで 千葉県木更津市真里谷から千葉県木更津市真里谷まで 千葉県市原市田尾から千葉県市原市田尾まで	新設工事	平成24年11月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 36 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶㉘に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年 10 月 31 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

企画割引「速旅　まるごと静岡ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　東京エリア発着まるごと静岡コース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①イに定めるインターチェンジから⑷②イに定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。また、⑷②イに定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）。

②　東京エリア発着静岡東部コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定めるインターチェンジから⑷②ロに定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（割引申込がなされている場合に限る。また、⑷②ロに定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）。

③　名古屋エリア発着まるごと静岡コース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①ロに定めるインターチェンジから⑷②イに定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（割引申込がなされている場合に限る。また、⑷②イに定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）。

④　名古屋エリア発着静岡西部コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定めるインターチェンジから⑷②ハに定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（割引申込がなされている場合に限る。また、⑷②ハに定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）。

⑤　静岡エリア乗り放題まるごと静岡コース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②イに定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（割引申込がなされている場合に限る。）。

ただし、上記の自動車が本割引（⑴⑤に定める静岡エリア乗り放題まるごと静岡コースに限る）の適用を５回受けた後、割引申込をして利用する場合を除く。

⑥　静岡エリア乗り放題静岡東部コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②ロに定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（割引申込がなされている場合に限る。）。

ただし、上記の自動車が本割引（⑴⑥静岡エリア乗り放題静岡東部コースに限る）の適用を５回受けた後、割引申込をして利用する場合を除く。

⑦　静岡エリア乗り放題静岡西部コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②ハに定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（割引申込がなされている場合に限る。）。

ただし、上記の自動車が本割引（⑴⑦静岡エリア乗り放題静岡西部コースに限る）の適用を５回受けた後、割引申込をして利用する場合を除く。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
東京エリア発着まるごと静岡コース	4,700円	6,200円
東京エリア発着静岡東部コース	4,000円	5,000円
名古屋エリア発着まるごと静岡コース	4,800円	6,400円
名古屋エリア発着静岡西部コース	4,000円	5,000円
静岡エリア乗り放題まるごと静岡コース	3,200円	4,000円
静岡エリア乗り放題静岡東部コース	2,000円	2,500円
静岡エリア乗り放題静岡西部コース	2,000円	2,500円